

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和2年8月5日(水)午後3時00分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村田正己
2番	山口吉広
3番	久乗清和
4番	上田幸子
5番	上田隆健
6番	中村日出美
7番	田中壽嗣
8番	内田裕夫
9番	石塚義博
10番	辻村忠雄
11番	南和弘
12番	芳川清志
14番	森一博
15番	井上文彦
16番	神原均
18番	川嶋久治
19番	吉田武
20番	林吉一

4. 欠席委員

13番	林勉
17番	内田孝司

5. 会議録署名委員 3 番 久 乗 清 和
 4 番 上 田 幸 子

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山 澤 貴 志 子
農業委員会事務局	中 村 秀 夫

7. 議 事

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について（3 条許可）
議案第 2 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について（利用権設定）
報告第 1 号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について（5 条届出）

8. 会議の経過

(事務局長)

それでは、ただ今から令和2年第8回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員が14名中13名、農地利用最適化推進委員6名中5名で、定足数に達していますので、総会は成立をしております。

このたび、久御山町職員のコロナウイルス感染に伴い、7月27日に予定しておりました現地調査を中止し、写真による現地調査に変更をさせていただいております。

写真により現地の確認をしていただいた委員のお名前を報告させていただきます。なお、敬称は省略をいたしております。

- 1 番 村田委員
- 4 番 上田幸子委員
- 7 番 田中会長
- 11 番 南委員
- 13 番 林勉委員
- 20 番 林吉一委員

開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可) 1件
- 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定) 2件
- 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について(5条届出) 5件

- (会長) まず議事に入る前に、本日の議事録の署名委員のご指名をいたします。3番の久乗委員、4番の上田幸子委員、よろしく願いいたします。
- それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。
- それでは、議案第1号の案件について、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いいたします。
- (●●委員) 報告させていただきます。議案第1号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
- 受付番号15の該当地については、特に問題のないものと思われます。以上です。
- (会長) それでは次に、ただ今申しました議案第1号の案件について、担当地区の推進委員の意見を求めたいと思います。まず●●委員、お願いをいたします。
- (●●委員) 特にございません。
- (会長) ありがとうございます。それでは続きまして林吉一委員、よろしく願いをいたします。
- (●●●委員) 議案第1号の3条の許可について、調査をしましたが、これも担当のほう、農業関係もしており、問題のないものと思われます。以上です。
- (会長) ありがとうございます。それでは、議案第1号受付番号15について、事務局説明を願います。
- (事務局長) それでは、議案第1号受付番号15について議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
- 所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

- (事務局長) また、議案書 2 ページの農地法第 3 条第 2 項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第 3 条調書をご覧になり審議をお願いいたします。
会長よろしく申し上げます。
- (会長) 議案第 1 号受付番号 1 5 についてただ今、報告と説明がございました。何かご意見ご質問はございませんか。
- (●●委員) よろしいですか。すいません。
- (会長) はい、●●委員。
- (●●委員) 資料のほうがもうひとつ、初めてなもんで分かりません。資料説明のほうからお願いできますか。
- (会長) はい。
- (事務局) はい、はじめまして、農業委員会事務局の中村と申します。よろしく申し上げます。ただ今、これからです、審議させていただく時に先に郵送で配布させてもらってます定例総会上程分のこういう、今回でしたら令和 2 年第 8 回久御山町農業委員会定例総会という議案書がひとつと、お手元のほうにそれと地図ですね、地元の委員やったら分かりますけども、分からない。それでその現場の写真を A 4 紙にまとめたやつをお手元のほうに先に郵送で送らせてもらっています。この資料に基づいて審議をしていただくわけなんですけども、今回でしたら農地法と、先ほど會澤課長のほうから説明がありました基盤強化促進法、利用権設定というものがあって、今回それと、それから報告事項とございまして、同じその案件書の中に入ってるんですけども。今回転用、これは市街化区域の転用になりまして、それは報告ということで審議していただく

(事務局)

内容ではないんですけども、これがひとまとめになった議案書ということで、お手元に入っています。そのお手元の議案書とその地図を元に審議をさせていただいている次第でございます。申し訳ございませんでした、ご説明させてもらわなくて申し訳ない。以上でございます。また、何かありましたらその都度ご説明をさせていただきたいと思っておりますけども、先ほど、農業会議の會澤課長のほうから、3条のご説明をちょっとさせてもうたと、だから今回、ちょっとそのまま中に入らしてもらって、申し訳ございませんでした。

(会長)

●●委員、よろしいですか。この中身の説明はいいんですか。

(●●委員)

いやいや、ありがとうございます。

(会長)

それでよろしいですか。

(●●委員)

はい、それで結構です。

(会長)

その他、何かございませんか。どんなことでも結構ですよ。何かございませんか。よろしいですか。はい、それでは特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号15に許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第1号受付番号15について許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

それでは議案第2号について、現地調査の報告を調査委員、報告を願います。

(●●●●委員)

議案第2号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

議案第2号受付番号52と受付番号53の該当地については、特に問題のないものと思われま

(会長)

それでは次に、議案第2号の案件について、担当地区の推進委員の意見を求めたいと思います。

●●委員、よろしく願いいたします。

(●●委員)

担当委員といたしまして、図面のほうにもありますように、耕作もきれいにされておりま

(会長)

それでは続きまして吉田委員、再三ですけれど、よろしく願いいたします。

(●●委員)

問題ないと思います。

(会長)

それでは続きましてもう一方、●●●委員。

(●●●委員)

この件については、問題ないと思います。

(会長)

ありがとうございます。それでは、議案第2号受付番号52について、事務局説明を願

(事務局長)

続きまして議案第2号受付番号52について、議案書の3ページをご覧ください。内容については記載のとおりとなっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当地図の写真の2ページをご覧ください。

利用権の設定については、本日2件ございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく願いいたします。

(会長)

議案第2号受付番号52につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしゅうございますか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号52につきまして、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号53について、事務局説明をお願いします。

(事務局長)

続きまして、議案第2号受付番号53について、議案書の4ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。

会長よろしくをお願いいたします。

(会長)

議案第2号受付番号53について、何かご意見ご質問はございませんか。

何かご意見があったらちょうだいをいたしたいと思いますがよろしゅうございますか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号53について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(会長)

これでですね、本日の審議案件につきましては終わりたいと思います。これより報告に入ります。

それでは報告第1号農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について、受付番号4から受付番号7までの案件は、一体の開発ですのでまとめて事務局報告を願います。

(事務局長)

それでは、報告第1号受付番号4について、議案書の5ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

次に、受付番号5について、議案書の6ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

次に、受付番号6について、議案書7ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

次に、受付番号7について、議案書8ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧ください。

本件については、令和2年7月9日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行をしておりますことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第1号受付番号4から受付番号7までの一体開発の報告がございました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか、市街化区域の一体開発です。よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、続きまして受付番号8の案件について、事務局より報告を願います。

(事務局長)

続きまして、受付番号 8 について、議案書の 9 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 5 ページをご覧ください。

本件については、令和 2 年 7 月 13 日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行してありますことを申し添えておきます。

以上よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第 1 号受付番号 8 ですね、8 番の報告がございました。この件につきまして、何かご意見があれば、ちょうだいたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

よろしいですか、特にご意見ご質問もないようですので、これで本日予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

午後3時20分 終了